

(1) 調達における透明性の確保

ソフトウェア及びハードウェア等の調達は、原則として一般競争入札により実施し、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図るとともに、工程の分割等も含め、適正な調達を進める。

現行システムのハードウェア、ソフトウェア等の調達及びハードウェア資源の集約、また、有効活用におけるソフトウェア及びハードウェア等の調達のうち、メインフレームに係る部分においては、一般競争入札の可能性を検討し、やむをえず随意契約とする場合においても、費用の明細化及び見積精査ノウハウの共有化等により費用の透明性確保に努める。周辺サーバーに係る部分は、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図り、原則として一般競争入札とする。

なお、調達においては、国庫債務負担行為の活用を図る。

(2) 汎用パッケージソフトウェアの活用

平成 22 年度までに実施する記録管理システムと基礎年金番号管理システムの再構築に当たっては、被保険者数の集計や納付状況の把握等に係る業務統計関連の処理及び機器やネットワークの状態監視する処理等に汎用パッケージソフトウェアを活用し、再構築費用を抑制するとともに運用経費削減を図る。

(3) オープンなソフトウェアの採用

特定の技術や製品に依存することは、調達の自由度を損なうことにつながりかねない。

従って、相互運用性と柔軟性の確保、中立性の確保を目指し、オープンな標準に基づいた多様な技術や製品の導入ができるよう検討を進める。

(4) 著作権等の知的所有権の取得

社会保険業務・システムに係わる委託業務の調達にあたっては、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」（平成 12 年 3 月 31 日行政情報システム各省庁連絡会議幹事会了承）に基づき、今回の最適化の範囲に含まれるか否かに依ることなく、ソフトウェアの著作権については、原則当省に帰属させるものとする。

4 最適化の実施に向けた体制整備（IT ガバナンス体制の確立）

(1) 情報システム関連の調達における審査・確認

社会保険庁の情報システム関連の調達を審査・確認し、社会保険庁調達委員会に審査・確認結果を報告する機関として、厚生労働省 CIO 補佐官等の参加によるシステム検証委員会を平成 16 年度に設置し、システム化またはシステム改修の必要性及びシステム規模とスケジュールの妥当性を検証してきているが、これを継続的に実施し、これまでに蓄積されたデータを分析・活用することにより更に審査・確認機能を強化し、情報システム関連調達の透明性、説明性確保を図る。

(2) システム企画・開発・運用工程の標準化

システムの企画、開発及び運用に関する各組織の役割と責任を明確化し、プロセス、成果物及び達成基準に関する標準体系を策定し、標準体系に従った継続的な改善活動を行うことによって、効果的、効率的かつ品質の高いシステム運営を推進する。

標準化においては、WBS（ワークブレークダウンストラクチャ）による作業管理の精細化、EVM（アンドバリューマネジメント）による進行管理における客観性の確保、FP 法（ファンクションポイント法）を含む複数の見積手法による見積精度向上及び SLA（サービスレベルアグリーメント）による調達品質確保等につき検討し、効率性を見極めつつ効果の高い手法から積極的に標準に取り入れることにより、プロジェクト管理办法の標準化とプロジェクト管理機能の強化を図る。

(3) システム部門の体制強化と専門性の高い職員の確保

システム部門の体制強化を実施するとともに、システム運営に係わる要員に必要なスキルレベルを定義し、育成プログラムを策定する。人事ローテーション施策や、民間企業への派遣による実習研修施策及び民間の IT 部門の実務担当者を職員として中途採用する施策の実施につき検討し、専門性の高い職員の確保を図る。

また、調達、設計及び開発の過程を円滑に実施するため、CIO 補佐官の助言に加え外部専門家としての工程管理業者等を有効に活用する。

(4) IT ガバナンスの評価・成熟度測定手法と PDCA サイクルの確立

厚生労働省では、IT 新改革戦略（平成18年1月19日 IT 戦略本部決定）に基づき、情報化統括責任者（CIO）の下で、CIO 補佐官の支援・助言を得て、情報システムの企画、開発、運用、評価等の業務について、責任を持って統括する PMO（プログラム・マネジメント・オフィス）体制を整備することとしている。

平成 18 年度からは、PMO の主導・統括のもと、本業務・システムにおける IT ガバナンスの強化を順次図ることとする。

なお、本業務・システムの最適化実施にあたっては、達成すべき成果目標を明確にした上で、定期的な自己評価に加え、CIO 補佐官、PMO からの助言、評価を受けることとし、さらにそれらを次の行動に活かすことで、PDCA（プラン、ドゥー、

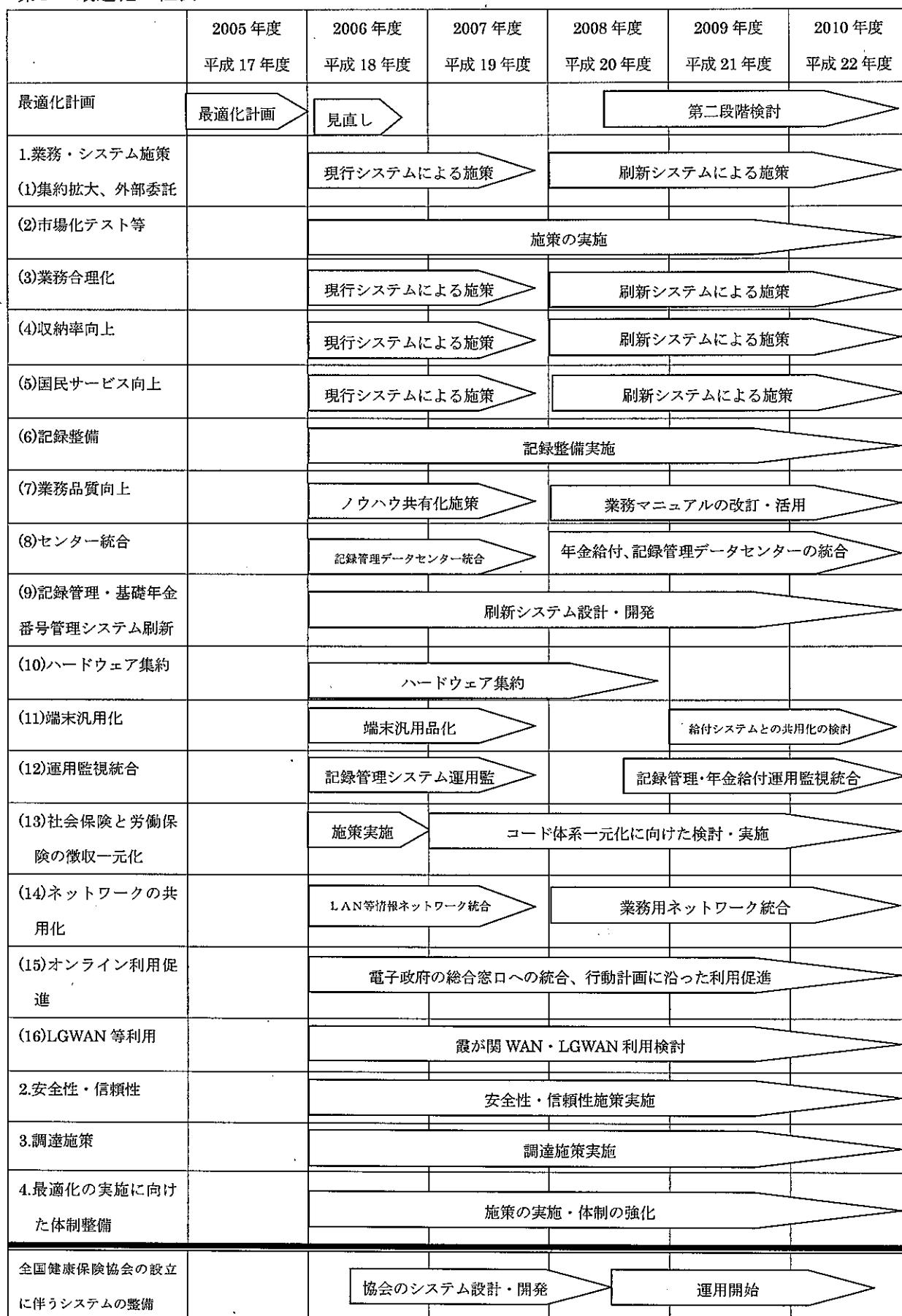
チェック、アクション) サイクルを確立する。

5 その他

最適化計画の実施に当たっては、行政改革の重要方針に基づき実施される改革等を踏まえ、必要に応じて、最適化計画の見直しや調達仕様書への反映等の措置を講じることとする。

なお、最適化実施後においても最適化の効果を測定し、継続的に業務・システムの最適化に取り組むものとする。

第3 最適化工程表



第4 現行体系及び将来体系

別添2のとおり。

全国健康保険協会が行う健康保険業務の業務・システム最適化計画

第1 業務・システムの概要

1. 業務・システムの概要

政府管掌健康保険の業務は、同保険に係る企画、指導及び統計分析、事業所及び被保険者の適用・保険料の徴収、療養の給付等の保険給付、保健事業等からなっている。政府管掌健康保険の規模としては、平成17年度末現在、適用事業所数は約152万事業所、被保険者数は約1,916万人、被扶養者数は約1,649万人であり、保険給付費は平成17年度で約4兆501億円となっている。

現在、政府管掌健康保険は、社会保険業務を実施する社会保険オンラインシステムを利用して、被保険者の資格や保険料の納付状況等の管理、保険給付等の業務が厚生年金の業務と一体的に行われており、社会保険業務センターに設置されたメインフレーム及びサーバーと、全国の社会保険事務所及び社会保険事務局事務センター等に設置された専用端末機を専用ネットワークで結び運用している。

また、レセプト（診療報酬請求）業務に係るシステムについては、社会保険診療報酬支払基金からのレセプト情報（平成17年度のレセプト枚数は約3.4億枚）をDVD等に収録するといった方法によりデータ化し、それをレセプト情報管理システムに取り込み、必要なデータを抽出してレセプト点検等の業務を実施している。

さらに、保健事業として被保険者等に対して健診等を実施している（平成17年度の健診受診者は約369万人）。その実施に当たっては、健診機関に健診を委託しているほか、健診の申込の受付や、健診データの記録、健診後の保健師による事後指導について、社会保険健康事業財団に委託して実施しており、同財団においては、これらの業務に係るシステムが構築されている。

2. 最適化の基本理念

政府管掌健康保険については、平成18年6月の健康保険法等の改正により、被保険者等の意見を反映した自主自律の運営を確保するとともに、保険者機能を強化する観点から、平成20年10月に、その運用を国から切り離し、新たな公法人（「全国健康保険協会」（以下「協会」という。））を保険者として設立し、協会が保険給付、保健事業、保険料率の設定等の業務を実施することとなっている。また、協会においては、都道府県単位に支部を設け、都道府県別に地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とすることとされている。

こうした中、協会については、健康保険組合に加入していない中小企業等の労働者に対する被用者保険として、平成20年10月から、保険給付等の業務を確実に実施できるよう、社会保険オンラインシステムとは独立した新たなシステムの開発を進めていく必要がある。

その際、社会保険庁においては、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」や「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を踏まえ、「業務改革プログラム」を策定し、業務改革の推進に取り組んでいるところであるが、健康保険業務に係る新たな業務・システムの構築に当たっても、法令遵守を基本原則とし、業務改革を推進し、業務の効率化や合理化をシステム面からさらに促していく必要がある。

また、今般の健康保険法の改正による健診の義務化等の医療制度改革に適切に対応していくとともに、政府のIT新改革戦略を踏まえ、レセプトのオンライン化などの動向に十分に留意し、これに対応したシステム構築を進めていく必要がある。

こうした課題を踏まえ、協会が行う健康保険業務については、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、③保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、最適な業務・システムの構築に取り組む。

第2 最適化の実施内容

協会が行う健康保険業務の業務・システムについて、次に掲げる最適化の取組みを実施する。

協会のシステムについては、平成20年10月までの概ね2年間という短期間で開発を完了し、確実に運用を開始する必要があり、開発期間やリスクの極小化を図る必要がある。また、現行の社会保険オンラインシステムにおける健康保険業務については、健康保険組合と比べて、手作業で処理している部分が多いことから、システム化の推進を図り、業務の効率化や合理化を促していく必要がある。このため、既に実績のある健康保険組合の健康保険業務パッケージを最大限活用して、費用対効果に優れた、新たなシステムの構築を図るとともに、業務の効率化や合理化等を推進する。これにより、年間延べ約39.2万時間分（試算値）の業務量の削減を見込む。

1. 業務・システム施策

(1) 業務の効率化・合理化の推進

ア 各種業務処理のシステム化の推進

任意継続被保険者に関する帳票の作成や第三者行為求償管理事務、柔道整復療養費に係る医療費通知の作成など、現行では手作業で処理されている各種業務処理について、健康保険組合の健康保険業務パッケージを活用し、システム化を推進し、業務の効率化を図る。

イ データの活用

被保険者の資格情報やレセプト情報等のデータは、統合管理し、関連する業務においてデータの参照を可能とし、統計業務に有効活用できるシステムとする。

ウ 業務品質の確保・向上

法令遵守はもとより、業務処理の標準化や統一化を通じて業務品質の向上を図るため、新システムに対応した業務処理マニュアルを策定し、研修等を通じて職員に徹底を図る。またシステムを活用して、業務ノウハウを蓄積・共有化する。

エ 大量印刷業務の外部委託化

医療費通知書、被扶養者調書等の大量印刷業務については外部委託化を図る。

(2) 被保険者サービスの向上

ア サービスの迅速化

保険給付事務について、傷病手当金等の支払いが現行では週1回程度となっているものを、ファームバンキングシステムの導入により、日々の支払いを可能とし、請求から支払いまでの期間の短縮を図る。

イ 情報提供の推進

インターネット技術を活用し、被保険者に係る医療費や健診結果等に関する情報を、被保険者等にわかりやすく提供する。

ウ 口座振替の導入

任意継続被保険者の保険料について、口座振替による納付を可能とする。

(3) 保険者機能の強化

協会は、都道府県単位の財政運営を導入し、地域の実情に応じた保健事業や医療費適正化の推進を図るなどの方策を通じて、保険者機能の強化を図っていく必要がある。このため、下記を実施する。

ア 保健事業の推進

保健事業については、今般の健康保険法の改正において、生活習慣病に関する健診や健診データの記録、及び被扶養者も含めた保健指導が保険者に義務化づけられたことを踏まえ、適切に対応する。その際、現行の社会保険健康事業財団の健診関連システムを最大限活用しつつ、費用対効果に優れたシステムの導入を図る。

イ 医療費分析等の充実

都道府県単位の財政運営に必要な統計処理や、レセプト情報等を活用した医療費分析、健診データの分析等の機能の充実を図る。

(4) 費用対効果に優れた拡張性の高いシステム基盤の実現

ア 汎用パッケージソフトウェアの有効な活用

実績のある、健康保険組合のパッケージソフトの機能を最大限活用することにより、開発に伴うリスクや開発費用の極小化を図る。ただし、既存の健康保険組合のパッケージは、被保険者数50万人程度を最大規模として想定したものである。このため、本システムの開発に当たり、都道府県の支部によっては被保険者数が最大で約190万人となることを踏まえ、サーバーで適切に処理できる範囲に全体のデータを分割・集約して処理するシステム構成を検討する。

イ オープン系システムの構築

システムを構成するハードウェア及びソフトウェアについては、オープンシステムとし、性能や拡張性の確保を図りつつ、費用対効果に優れたシステムとする。

ウ 安価で高速な信頼性の高い回線の活用

協会内のネットワークや、年金運営新組織等を結ぶネットワークについては、安価で高速かつ信頼性の高い回線を活用する。

エ サーバーの集中化

サーバーについては、管理運用も含めたトータルのコストを抑えるため、データセンター（全国1カ所）に集中化する。

(5) 社会保険オンラインシステムとの適切な連携の確保

事業所の適用や被保険者資格の確認等の適用・徴収に関する業務は、年金運営新組織において行うこととされており、協会は年金運営新組織から被保険者資格等の適用・徴収に関する情報の提供を受けて、保険給付等の業務を実施することとなる。このため、協会におけるシステムについては、その独立性を確保しつつ、年金運営新組織のシステムとの適切なインターフェースのもとに、データの連動性を確保する。

また、社会保険オンラインシステムから移行するデータ量が膨大であり、データの変換も必要であることから、データ移行の準備に早期に着手し、システム移行が円滑に行われるよう、スケジュールの確保等に万全を期する。

(6) オンライン手続等の利用促進

IT新改革戦略を踏まえ、新たに電子申請の手続の対象として、被保険者等からの健診の申込を追加する等により、電子申請の利用促進を図る。

また、レセプトのオンライン化に対応したシステムを導入する。

さらに、厚生労働省において、医療機関からの被保険者登録状況のオンライン照会について検討が進められていることを踏まえ、これに対応できるシステムを整備する。

2. 安全性・信頼性の確保

(1) 個人情報保護・セキュリティ対策

個人情報保護に万全を期し、信頼性・安全性の高いシステムを構築する。このため厚生労働省情報セキュリティポリシーに準じた形で、協会においてもポリシーを定めるとともに、①技術的セキュリティ対策（利用者認証、アクセス権限管理、ファイヤーウォール、アクセス証跡の管理、外部媒体保存制限、ウイルス対策、データの暗号化等）、②人的セキュリティ対策（研修、パスワード管理等）、③物理的セキュリティ対策（フロア入退室管理、セキュリティワイヤー等）、④運用対策（セキュリティポリシーの遵守状況の確認、不正アクセス監視、外部委託の際の個人情報保護対策等）からなる包括的な対策を講じる。

(2) 災害・障害対策

回線やサーバーの障害に対応するため、回線の二重化や、サーバーのバックアップを実施する。

被保険者証の発行、現金給付等の業務については、広域災害の場合でも短期間で復旧できるよう、業務継続計画を策定し、費用対効果も踏まえつつ、バックアップセンター等について検討する。

3. 調達施策

(1) 調達における透明性の確保

ハードウェア及びソフトウェア等の調達は、原則として一般競争入札により実施し、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を図る。

(2) 汎用パッケージソフトウェアの活用

システム構築に当たっては、汎用パッケージソフトウェアを活用し、構築費用を抑制する。

(3) オープンなソフトウェアの採用

調達にあたっては、相互運用性と柔軟性の確保、中立性の確保を目指し、オープンな標準に基づいた多様な技術や製品が導入できるように検討する。

(4) 著作権等の知的所有権の取得

ソフトウェアの著作権については、原則として厚生労働省（協会に承継）に帰属させるものとする。

4. その他

平成 20 年 10 月以降、協会においては、最適化の効果を測定し、継続的に業務・システムの最適化に取り組んでいくべきであり、国としてもこうした点も十分に考慮して業績評価等を行っていくものとする。

別添2

I. 現行体系

【政策・業務体系】

1. 業務説明書
2. 機能情報関連図
3. 業務流れ図
4. 情報体系整理図

【データ体系】

5. レコード構成図
6. データ定義表

【適用処理体系】

7. 情報システム関連図
8. 情報システム機能構成図

【技術体系】

9. ネットワーク構成図
10. ソフトウェア構成図
11. ハードウェア構成図

II. 将来体系

○年金運営新組織の行う業務

【政策・業務体系】

1. 機能情報関連図
2. 業務流れ図
3. 情報体系整理図

【データ体系】

4. 実体関連図
5. データ定義表

【適用処理体系】

6. 情報システム関連図
7. 情報システム機能構成図

【技術体系】

8. ネットワーク構成図

○全国健康保険協会の行う業務

【政策・業務体系】

1. 機能情報関連図
2. 業務流れ図
3. 情報体系整理図

【データ体系】

- 4. 実体関連図
- 5. データ定義表

【適用処理体系】

- 6. 情報システム関連図
- 7. 情報システム機能構成図

【技術体系】

- 8. ネットワーク構成図